

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）は、平成29年10月13日29精保第957号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の規定により審査請求人からなされた退院請求及び処遇改善請求（以下「退院等の請求」という。）を受けて開催された福岡県精神医療審査会（4回分）に係る資料として実施機関が特定した次の文書に記載された審査請求人の個人情報である。

- ア 本人からの退院請求書（4件分）
- イ 本人、家族、病院管理者への意見聴取書（4件×3箇所＝12件）
- ウ 本人、家族、病院管理者への現地意見聴取通知書（1件×3箇所＝3件）
- エ 本人からの意見聴取書（3件分）
- オ 家族からの意見聴取書（3件分）
- カ 病院管理者からの意見書（4件分）
- キ 措置診察調査書及び診断書（1件分）
- ク 措置入院者の定期病状報告書（1件分）
- ケ 精神医療審査会委員の意見聴取書（1件分）
- コ 審査記録（4件分）
- サ 結果通知書（4件分）
- シ 本人からの再度訪問依頼書（1件分）

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件個人情報が、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第8号に該当するものとして、条例第17条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年9月29日付けで、実施機関に対し、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年10月13日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年10月20日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成29年12月1日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 退院・処遇改善請求のような措置入院者の人権に関する事案を主治医からの意見を参考にすることなく審査することに対して精神保健福祉上問題があると思う。
- (2) 私に関する件で各機関と公平性のある適切なやりとりがなされていたのか把握するため、全開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「平成12年厚生省通知」という。）V3(3)イ「合議体における資料の扱いについて」に、「合議体における資料については、これを開示しないものとする。」とあり、これにより本件個人情報、条例第14条第1項第8号「法令の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報」に該当するとして不開示とした。

6 審議会の判断

(1) 精神医療審査会における退院等の請求の審査について

ア 精神医療審査会について

精神医療審査会は、法第12条の規定により都道府県に設置されている機関であり、その委員は法第13条の規定により都道府県知事が任命することとされ、法第14条の規定によりその指名する委員5人をもって構成する合議体で審査することとされている。

精神医療審査会については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「法施行令」という。）第2条第10項の規定により、法及び法施行令に規定する事項のほか、運営に関し必要な事項は同審査会が定めることとされている。

精神医療審査会が運営に関し必要な事項を定めるに当たって参考となる事項及び審査会の事務手続上参考となる事項については、平成12年厚生省通知において、「精神医療審査会運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）として定められ、各都道府県等に通知されている。

マニュアルは、「Ⅰ 基本理念」、「Ⅱ 精神医療審査会の事務等について」、「Ⅲ 審査会について」、「Ⅳ 合議体について」、「Ⅴ 退院等の請求の処理について」、「Ⅵ 定期の報告等の審査について」、「Ⅶ その他」の項目で構成されている。

イ 退院等の請求の審査について

精神科病院に入院中の者又はその家族等は、法第38条の4の規定により、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

都道府県知事は、法第38条の5第1項の規定により、前条の規定による請求を受けたときは、当該入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならない。

精神医療審査会は、法第38条の5第2項の規定により、前項の規定により審査を求められたときは、審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。その審査に当たっては、法第38条の5第3項の規定により、当該審査に係る請求者及び入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないほか、同条第4項の規定により、関係者に対して報告等を求めることができる。

都道府県知事は、法第38条の5第6項により、請求者に対して、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(2) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、法第29条の規定により入院中であった審査請求人による退院等の請求から、福岡県精神医療審査会の審査結果の通知に至るまでの一連の手続に係る文書及び精神医療審査会に対して措置入院中の審査請求人から送付された文書に記録された審査請求人の個人情報である。

(3) 条例第14条第1項第8号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、法令の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開

示することができないとされている情報については、不開示とすることを定めたものである。

「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定により普通地方公共団体の事務の処理に関し国が行う指示であって、実施機関が法律上従う義務を有するものをいう。例えば、法定受託事務の処理に関する地方自治法第245条の7の規定による「是正の指示」等がこれに該当する。

「開示することができないと認められる情報」とは、法令の明文の規定をもって本人に対する開示が禁止されている場合はもとより、法令の規定又は国の機関の指示の趣旨、目的に照らし本人に開示することができないと明らかに認められる情報をいう。本人の個人情報保護のために第三者に対する開示を禁止している場合には、本人に開示できないものではない。

イ 該当性の判断

マニュアルにおいては、「V 退院等の請求の処理について」、「3 合議体での審査等について」、「(3) 合議体での審査に関するその他の事項」、「イ 合議体における資料の扱いについて」というように、体系的に項目が付けられており、「イ 合議体における資料の扱いについて」では、「合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。」と規定されている。

実施機関は、本件個人情報について、マニュアルV3(3)イの規定により本号に該当するとしてその全てを不開示としているため、本件個人情報が本号に該当するか否かについて、以下検討する。

平成12年厚生省通知では、マニュアルのVの部分、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県等が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であると明記されていることから、マニュアルV3(3)イは、「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」に該当し、当該規定を理由に、本件個人情報が本号に該当するのではないかと考えられる。

しかしながら、「イ 合議体における資料の扱いについて」は、マニュアルV「退院等の請求の処理について」の中に位置付けられていること、マニュアルIV「合議体について」の5においては、「合議体の審査は非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。」と規定されていることに鑑みると、マニュアルV3(3)イの規定の適用は、退院等の請求の審査期間中に限られると解することが適当である。

本件においては、審査請求人の退院等の請求に係る福岡県精神医療審査会の審査結果の通知がなされた後に開示請求が行われていることから、本号を根拠に不開示とした実施機関の決定は妥当ではないと判断される。

他方、実施機関は、本件個人情報について、本号以外の条例第14条第1項各号の適用の可否についての判断を行っていない。

したがって、実施機関は、本件決定を取り消し、再度、本件個人情報の内容を精査した上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。